

ロケ撮影に伴う道路使用許可申請手続等の円滑化の推進について（通達）

地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、これまでも道路使用許可手続等が円滑に行われるよう配慮した運用を行うとともに、個別の交通実態等に応じたきめ細かな対策を推進しているところである。

このうち、特にロケーション撮影（以下「ロケ撮影」という。）についての警察の対応上の留意事項等は下記のとおりであることから、引き続き、地域活性化等に資する道路利活用が安全・円滑に行われるよう配慮されたい。

記

1 基本的考え方

イベント等のうち、ロケ撮影については、これを誘致することにより、地域の魅力が広く発信され、観光客の増加等により地域経済の活性化に資するなど、様々な効果が見込まれる一方、交通の安全と円滑を責務とする警察としては、事前相談からイベント等の当日まで、広域的・多角的な観点から、交通の妨害の程度を低減させつつ、安全・円滑にイベント等を実施する方法を検討し、多種多様な交通管理手法を駆使することによって、個別の交通実態等に応じたきめ細かな対策を有機的・総合的に推進する必要がある。

2 警察の対応上の留意事項

(1) 情報提供の協力と積極的な連携

ロケ撮影を予定している者（以下「実施主体」という。）等から、警察署に対してイベント、工事等の具体的な道路の利用状況等について各種問合せがあった場合は、個人情報等に留意しつつ、道路使用の場所及び区間、期間等について適切に回答すること。

(2) 事前相談に対する適切な助言

ロケ撮影の実施主体から事前相談がなされた場合であって、その内容からは直ちに許可できないときであっても、円滑な手続で安全にロケ撮影が実施されるためにはどのようにしたらよいかという観点から、ロケ撮影の実施主体等と一緒に考えるという基本姿勢で臨み、例えば、交通への影響が甚大な場所に替えて、具体的な代替場所を提示したり、時期や時間帯によって交通量が増加する道路であっても、時期等を変更することにより交通への影響を低減することが可能な場合には、具体的な日や時間帯の代替案を提示したりするなど、前向きな提案や代替案の提示等の適切な助言、情報提供等を行うこと。

特に、従前から道路使用許可をしていない、道路使用の前例がないなどの理由から一律に道路使用許可をしない等の対応は行わないこと。

(3) 地域住民等の関係者との合意形成の方法に関する助言

ロケ撮影のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成は、ロケ撮影の実施主体の責任においてなされるべきものであるが、地元自治体、公共交通機関の事業者、付近の学校関係者等を交えた合同説明会を実施

したり、地域住民等に対する協力依頼文を配布したりするなどにより、円滑に合意形成がなされる方法を紹介するなど、ロケ撮影の内容や地域の特性を踏まえつつ、合意形成に必要なかつ十分な方法について助言、情報提供等を行うこと。

また、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等の協議の場が設置される場合は、オブザーバーとして積極的に協議の場に参加し、交通管理の観点から適切な情報提供を行うこと。

(4) ロケ撮影が複数の警察署の管轄地域にわたる場合の措置

複数の警察署が関係する大規模なロケ撮影の情報を入手した場合や相談がなされた場合には、確実に警察本部交通規制課に速報の上、連携して対応すること。

(5) 道路占用許可との一括受理制度の更なる周知

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合については、両許可に係る申請を一括して受け付けるなど、申請手続の円滑化を図ること。

(6) その他の留意事項

ア 本通達の周知徹底

これまで、道路において実施されるイベント等については、事前相談への対応上の留意事項として上記(2)のような内容を示すなど、道路使用許可制度の弾力的な運用や事前相談への適切な対応等について指示してきたところであるが、そのような運用等が浸透していないとの声も寄せられている。

そのため、各警察署で道路使用許可に係る事務を担当している職員に対しても、本通達の内容等について指導教養を徹底するとともに、大規模なロケ撮影への対応については、確実に警察本部交通規制課と連携を図ること。

イ 事前相談についての更なる周知

円滑な手続で安全にロケ撮影を実施するには、十分な時間的余裕をもって事前相談がなされることが有効であるため、実施主体等からの問合せがあった場合には、その旨を伝達すること。

3 その他参考事項

内閣府を中心とする関係省庁において、ロケ撮影に関連する許認可手続の更なる円滑化を図るため、ロケ撮影を円滑に行う上で必要な情報、取り組むべき事項、留意すべき事項等を示した「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」が取りまとめられている。

同ガイドラインについては、別途通知するので、執務の参考とされたい。